



【訪問看護】

看護・介護職員連携強化加算 算定のガイドブック

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 看護・介護職員連携強化加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 看護・介護職員連携強化加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 看護・介護職員連携強化加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6
- 看護・介護職員連携強化加算を算定するまでの流れ・ 7
- 看護・介護職員連携強化加算の留意点・・・・・・・・・・ 8
- 看護・介護職員連携強化加算のQ&A・・・・・・・・・・ 9～12

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。
います。

本資料は、看護・介護職員連携強化加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



看護・介護職員連携強化加算とは？

看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護の看護職員が、訪問介護事業所と連携して支援等を行うことを評価する加算として、平成24年度の介護報酬改定で創設された加算です。

その算定要件のハードルの高さから令和元年12月の算定状況は、全体の『0.5%』の事業所しか算定していない状況となっています。

ただし、医療と介護の連携の推進は今後も進められることが予測されますので、その時のために現行の算定要件や単位数を確認しておきましょう。

看護・介護職員連携強化加算とは？

看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護の看護職員が、訪問介護事業所と連携して支援等を行うことを評価する加算として、平成24年度の介護報酬改定で創設された加算です。

その算定要件のハードルの高さから令和元年12月の算定状況は、全体の『0.5%』の事業所しか算定していない状況となっています。

ただし、**医療と介護の連携の推進**は今後も進められることが予測されますので、その時のために現行の算定要件や単位数を確認しておきましょう。



看護・介護職員連携強化加算の単位数

加算の種類	単位数
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月

【参考】

- 対象となる利用者が月に4人いる場合

4人×250単位×@10円 ⇒ 月1万円

看護・介護職員連携強化加算の算定要件

- 事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対して、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように、喀痰吸引等に係る計画書や報告書の作成、緊急時の対応について助言を行うこと。
- 事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に同行して、利用者の居宅において業務の実施状況の確認、または、利用者に対する安全なサービス提供体制整備・連携体制確保のための会議に出席すること。
- 同行訪問や会議への出席の内容を訪問看護記録書に記録すること。
- 24時間訪問看護を行うことができる体制である事業所として、緊急時訪問看護加算の届出をしていること。

看護・介護職員連携強化加算を算定するまでの流れ

緊急時訪問看護加算の届出を行う。

訪問介護事業所から依頼を受ける。

計画書・報告書・緊急時の対応について助言を行う。

訪問介護員に同行し、業務の実施を確認 or サービス提供体制整備のための会議に出席。

★看護・介護職員連携強化加算を算定★

看護・介護職員連携強化加算の留意点

- 看護・介護職員連携強化加算は **1月に1回に限り** 算定することができます。
- 看護・介護職員連携強化加算は、『同行訪問した日』または『会議へ参加した日の属する月の1回目の訪問』の訪問看護の所定単位数に加算します。
- 訪問介護員に同行訪問して、喀痰吸引等の実施状況を確認した際、通常の訪問看護の提供以上に時間がかかった場合でも、ケアプランに位置づけられた訪問看護費を算定することになります。
- 看護・介護職員連携強化加算の同行訪問は、訪問介護員の技術取得や研修目的ではないため、これらの目的で同行した場合は、看護・介護職員連携強化加算を算定できません。

看護・介護職員連携強化加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問42

Q.
看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護を実施していない月でも算定できるのか。

A.
訪問看護費が算定されない月は算定できない。

看護・介護職員連携強化加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問44

Q.
看護・介護職員連携強化加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行訪問や会議に出席した場合でも算定できるのか。

A.
算定できない。

看護・介護職員連携強化加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問45

Q.

利用者の居宅を訪問し、介護職員のたんの吸引等の実施状況を確認した場合、当該時間に応じた訪問看護費は算定できるのか。

A.

算定できる。ただし、手技の指導が必要な場合に指導目的で同行訪問を行った場合は、訪問看護費は算定できない。この場合の費用の分配方法は訪問介護事業所との合議により決定されたい。

看護・介護職員連携強化加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問46

Q.
看護・介護職員連携強化加算を算定する場合は緊急時訪問看護加算を算定している必要があるのか。

A.
緊急時の対応が可能であることを確認するために緊急時訪問看護加算の体制の届け出を行うことについては看護・介護職員連携強化加算の要件としており、緊急時訪問看護加算を算定している必要はない。